

人 事 院 会 議 議 事 錄

会議日

令和7年11月6日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官
(説明員) (給与局)
伊藤給与第二課長、松浦企画調整官

議題

内閣官房における指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定めに関する内閣総理大臣への意見の申出

議事の概要

- 議題「内閣官房における指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定めに関する内閣総理大臣への意見の申出」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

内閣官房における指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定めに関する内閣総理大臣への意見の申出

令和7年11月6日
給与局

一般職の職員の給与に関する法律第6条の2第1項では、指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸は、人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより決定するものとされている。

今般、内閣官房に新たに設置される「地域未来戦略本部事務局長」を指定職7号俸格付とともに、現在指定職7号俸が適用されている「新しい地方経済・生活環境創生本部事務局長」を削除する旨の内容を盛り込んだ内閣総理大臣への意見の申出を行うこととする。
(別添 意見の申出(案))

1. 地域未来戦略本部の設置等

今般、以下の取組を戦略的に推進するため、「地域未来戦略本部」が発足する予定である。

- 地方に大規模な投資を呼び込み、地域ごとにTSMCが進出した熊本県のような産業クラスターを戦略的に形成していくため、大胆な投資促進策とインフラ整備の一体的実施など、地域を超えたビジネスの展開を図る中堅企業に対する支援
- テクノロジーや地域資源を活用した付加価値の創出・地域外へのビジネス展開支援、二地域居住を含む関係人口創出、稼げる農林水産業の創出などを通じた地方（農山漁村・中山間地域等）の活力創生に向けた取組
- 若者が地方に住み続けられるよう質の高い教育をはじめとした必要な行政サービスの供給、それを支える偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築

なお、同本部の設置に伴い、「新しい地方経済・生活環境創生本部」は廃止され、その事務や検討事項は地域未来戦略本部に引き継がれる予定である。

2. 地域未来戦略本部事務局長に充てられる内閣審議官の号俸

地域未来戦略本部事務局長は、前述の地域未来戦略本部の事務を担うとともに、従前指定職7号俸が適用されていた新しい地方経済・生活環境創生本部事務局長の業務を引き継ぐこととなっており、地域未来戦略の司令塔として、各府省次官級とのハイレベルな折衝や総合調整、部下である局長級の内閣審議官の業務を取りまとめるなど極めて高いマネジメント能力が必要とされることから、指定職7号俸の格付とすることが適当と考えられる。

以上

【参考】一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（抄）

第6条の2 指定職俸給表の適用を受ける職員（会計検査院及び人事院の職員を除く。）の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより、決定する。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2 (略)

(案)

令和7年11月〇〇日

内閣総理大臣 高市早苗 殿

人事院総裁 川本裕子

指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定めに関する意見の申出

人事院は、「指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定について（令和7年4月1日閣人行第77-1号）」の別表に定める指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸に関し、地域未来戦略本部事務局長の官職に充てられた内閣審議官の号俸については、別紙の内容を踏まえて定められるよう、一般職の職員の給与に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき、内閣総理大臣に意見を申し出ます。

府省 内閣

会計	組織	項目	職名	号俸 総数	8号俸	7号俸	6号俸	5号俸	4号俸	3号俸	2号俸	1号俸
一般会計	内閣官房 内閣官房共通費	内閣総務官	1				内閣総務官					
		人事政策統括官	2				人事政策統括官2					
		内閣審議官	80	拉致問題対策本部事務局長、TPP等政府対策本部の首席交渉官及び政策調整統括官、国土強靭化推進室次長、特定複合観光施設区域整備推進室長並びに地域未来戦略本部事務局長が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官	郵政民営化推進室長及び感染症危機管理統括審議官が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官	内閣審議官72						
		内閣衛星情報センター所長	1			内閣衛星情報センター所長						
		内閣衛星情報センター次長	1						内閣衛星情報センター次長			
		内閣衛星情報センター部長	3							内閣衛星情報センター部長(管理、分析、技術)		
		計	88									

備考

- 1 内閣審議官のうち46は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。
- 2 内閣審議官の職名に属する官職のうち、5号俸乃至1号俸とされている内閣審議官の「指定職の運用について」（平成26年5月30日内閣総理大臣決定）第1の1の通知に定める号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号俸とする。
 - 一 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の困難な業務を所掌する内部部局の長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 5号俸
 - 二 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の内部部局の長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 4号俸
 - 三 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の困難な業務を所掌する内部部局の部長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 3号俸
 - 四 内閣審議官のうち、その職務内容の複雑、困難及び責任の度が各府省の内部部局の部長に準ずると、予算の範囲内で内閣総理大臣が認めるもの 2号俸
 - 五 内閣審議官のうち、前各号に掲げるものの以外のもの 1号俸

会 計	組 織	項	職 名	号俸 総数	8号俸	7号俸	6号俸	5号俸	4号俸	3号俸	2号俸	1号俸
3 内閣審議官の職名に属する官職の号俸のうち、7号俸及び6号俸は、当該号俸の欄に掲げられている官職の他の官職の号俸として用いることはできない。また、内閣審議官の職名に属する官職の号俸のうち、5号俸乃至1号俸は、他の職名に属する官職の号俸として用いることはできない。												
4 令和7年4月1日から同年6月30日までは、「内閣審議官」の7号俸の欄には、「拉致問題対策本部事務局長、TPP等政府対策本部の首席交渉官及び政策調整統括官、国土強靭化推進室次長、特定複合観光施設区域整備推進室長、復旧・復興支援統括官、内閣サイバーセキュリティセンター長代理並びに新しい地方経済・生活環境創生本部事務局長が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官」が、5号俸乃至1号俸欄には、「70」が掲げられているものとする。												
5 令和7年7月1日から新しい地方経済・生活環境創生本部事務局長廃止日の前日までは、「内閣審議官」の7号俸の欄には、「拉致問題対策本部事務局長、TPP等政府対策本部の首席交渉官及び政策調整統括官、国土強靭化推進室次長、特定複合観光施設区域整備推進室長並びに新しい地方経済・生活環境創生本部事務局長が置かれている間、これらの官職に充てられた内閣審議官」が掲げられているものとする。												